

生保の医療扶助をめぐって

大船渡市福祉事務所嘱託医 滝田有

生活保護制度の医療扶助は100%を公金でまかなう制度です。時節柄、国民やマスメディアの監視の目も強くなっています。

九州で病院ぐるみの不正請求が発覚したのはご存知の通りです。岩手県の監査も年々厳しくなっています。もちろん気仙管内にはそのような悪質な事例は皆無だと思いますが、大船渡市内では可否意見書の書式の不備が目立ちます。そこで今回、平山氏に寄稿を依頼した次第です。

諸先生にはご多忙のところ恐縮ですが、病名がレセプトと一致していることを要望します。またコスト意識向上のために、概算医療費の記載もお願いします。

福祉事務所に医療券を申請しないまま、医療扶助をレセプト請求していた事例もありました。各医院の事務担当者にあらかじめ先生方からご指導下さい。

生活保護の医療扶助を適正に運用するためにご協力をお願いします。